

○埼玉県警察指定通訳官等運用要綱

平成28年9月8日

刑総第1497号

警察本部長

埼玉県警察指定通訳官等運用要綱の制定について（通達）

訪日外国人の急増等に伴い、通訳体制の一層の強化を図るため、国際捜査官等運用要綱の制定について（平成7年埼例規第29号・刑総）の全部を別添のとおり改正し、平成28年9月20日から実施することとしたから、指定通訳官及び民間通訳人の適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

埼玉県警察指定通訳官等運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、指定通訳官及び民間通訳人（以下「指定通訳官等」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 指定通訳官 第4の規定により指定された警察職員をいう。
- (2) 民間通訳人 第6の規定により登録された警察職員以外の通訳人をいう。

第3 指定通訳官の任務

指定通訳官は、捜査その他の警察活動における通訳及び翻訳を行うことを任務とする。

第4 指定通訳官の指定等

指定通訳官の指定等については、次により行うものとする。

- (1) 刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）は、定期的に指定通訳官及び指定通訳官になろうとする者の通訳能力を確認し、通訳能力を有すると認められる者について、警務部警務課長、同部教養課長及び警備部外事課長と協議の上、適格者を選考するものとする。
- (2) 警察本部長は、前記(1)の規定による選考に基づき、指定書（様式第1）により指定通訳官を指定する。
- (3) 刑事総務課長は、指定した指定通訳官の周知及びその活用を推進するため、各所属長に指定通訳官の名簿を送付するものとする。

第5 指定通訳官の指定解除

- 1 刑事総務課長は、指定通訳官として運用が困難と認めるときは、警務部警務課長、同部教養課長及び警備部外事課長と協議の上、警察本部長に指定の解除を申請するものとする。
- 2 刑事総務課長は、前記1の規定による申請に基づき、指定通訳官の指定が解除されたときは、その旨を当該職員の所属の長に通知するものとする。

第6 民間通訳人の登録等

- 1 刑事総務課長は、民間通訳人の言語能力及び適格性を考慮の上、民間通訳人登録名

簿（様式第2）に登載し、運用するものとする。

- 2 刑事総務課長は、民間通訳人に対し、刑事手続及び秘密保持について理解させるための機会を設けるものとする。
- 3 刑事総務課長は、民間通訳人としての運用に支障があると認めるときは、当該民間通訳人の登録を解除し、民間通訳人登録名簿から削除するものとする。

一部改正〔平成30年第610号〕

第7 指定通訳官等の派遣要請等

- 1 所属長は、指定通訳官等の運用を必要とする場合は、自所属の指定通訳官の運用を優先するものとする。
- 2 所属長は、自所属の指定通訳官の運用が困難である、又は自所属の指定通訳官では人数が不足する場合には、その理由、必要とする言語、必要とする人数並びに運用希望日時及び場所を明らかにし、原則として電話により刑事総務課長を経て自所属以外の指定通訳官等の派遣を要請するものとする。
- 3 指定通訳官等の派遣要請は、現行犯逮捕その他緊急を要する場合を除き、原則として運用希望日の2日前までに行うものとする。

第8 指定通訳官等の運用等

- 1 刑事総務課長は、所属長からの派遣要請に基づき、指定通訳官等の運用を必要と認める場合は、事案の軽重、被疑者の性別及び年齢等を考慮し、指定通訳官等のうちから適任者を選定して運用するものとする。
- 2 警察本部長は、刑事部刑事総務課以外に勤務する指定通訳官をその職員の勤務する所属以外の業務のために運用する場合は、当該所属の長に対し、派遣命令書（様式第3）により、派遣を命じるものとする。ただし、電話による通訳等派遣を伴わない運用は、この限りでない。
- 3 民間通訳人には、別に定める基準に基づき通訳料及び費用弁償を支給する。

一部改正〔平成30年第610号〕

第9 結果報告

- 1 所属長は、指定通訳官を運用したときは、運用結果を速やかに刑事総務課長に電話報告するものとする。
- 2 所属長は、民間通訳人を運用したときは、民間通訳人運用結果報告書（様式第4）

により速やかに刑事総務課長に報告するものとする。

一部改正〔平成30年第610号〕

第10 指定通訳官等運用上の留意事項

- 1 所属長は、指定通訳官等の運用に当たっては、事前に捜査の概要、被疑者の性格等、取調べの順序、要領、要点等について取調官との打合せを徹底させること。
- 2 所属長は、民間通訳人の運用に当たっては、取調官に対し、通訳料金の支払いの算出根拠となる実質業務時間を把握させるとともに、通訳の状況により、当該民間通訳人について捜査上支障があると認めるときは、速やかに刑事総務課長に通報すること。

第11 翻訳要請

所属長は、捜査その他の警察活動のため翻訳の必要を認める場合は、その方法等について調整の上、翻訳依頼書（様式第5）により刑事総務課長に対し翻訳を要請することができる。

第12 教養訓練

- 1 刑事総務課長は、指定通訳官に対し、必要に応じて通訳に関する教養訓練を行うものとする。
- 2 刑事総務課長は、外国語の素養がある者等指定通訳官になろうとする者の把握に努めるとともに、必要に応じて指定通訳官育成のための教養訓練を行うものとする。
- 3 前記1及び2の教養訓練の実施に当たっては、警務部教養課長と連携するものとする。

第13 細部事項

この要綱に定めるもののほか、指定通訳官等の指定、運用等に関する細部事項については、刑事総務課長が別に定めることができる。

実施日

- 1 この通達は、平成28年9月20日から実施する。
- 2 この通達実施の際、現に改正前の国際捜査官等運用要綱の規定により国際捜査官又は通訳官に指定された者は、この通達の規定により指定された指定通訳官とみなす。
- 3 埼玉県犯罪捜査規程の運用・解釈について（平成12年埼例規第6号・刑総）の一部を次のように改正する。19中「国際捜査官」を「指定通訳官」に改める。
- 4 埼玉県警察犯罪のグローバル化対策推進要綱（平成22年組対第1475号）の一部を次の

ように改正する。第4の3中「国際捜査官及び通訳官」を「指定通訳官」に改める。

5 埼玉県警察国際犯罪捜査要領（平成22年国捜第1392号）の一部を次のように改正する。

第4の1(3)ア中「国際捜査官等運用要綱（平成7年埼例規第29号・刑総）第2条第2号及び第3号に定める国際捜査官又は通訳官」を「埼玉県警察指定通訳官等運用要綱（平成28年刑総第1497号）第2(1)に規定する指定通訳官」に改める。

実施日（平成30年3月22日刑総第610号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

【様式別表省略】